三　二により感作したブルセラ診断プレートを洗浄し、これに発色基質液（使用するもの）を分注し、二十分間二十度で前に調整したもの）を分注し、所定の波長で吸光度値を測定し、出たた吸光度値により算定する相対吸光指示値が三十以上であるものを陽性とし、三十未満であるものを陰性とすること。

四　吸光指示血清に対する相対吸光度値が三十以上であるものを陽性とし、三十未満であるものを陰性とすること。

3　補体結合反応検査の場合

一　十六時間から二十時間までの間四度から七度までの温度で感作した希釈血清（非働化、十倍及び五倍）、食塩液にて五倍、十倍及び二倍希釈し、これらに等量の抗原とあらかじめ定めた単位量のモルモット検体を加えたもの（二に定めた単位量のモルモット検体を加えたもの）に二十